

JPO

出版情報登録センター 利用申込書

2017.05.26

1. 出版情報登録センター利用規約
 - ・出版情報提供者用（出版社）
 - ・出版情報受信者用（取次・書店・図書館）
 - ・出版情報受信者用（取次・書店・図書館以外の事業者）
2. 出版情報登録センターの登録料についてのご案内
3. 「出版情報登録センター利用申込書」
4. 「出版情報登録料 課金承諾書」

出版情報登録センター 利用規約 A【出版情報提供者用】

一般社団法人日本出版インフラセンター
2017年5月9日制定

第1条（規約の適用）

本規約は、「出版情報登録センター」の利用に関する、書誌情報・書影その他の画像・出版権・販売促進・物流情報等の出版情報（以下「出版情報」という）を提供する出版者（以下「提供者」という）と一般社団法人日本出版インフラセンター（以下「JPO」という）との権利義務関係を定めることを目的とし、提供者とJPOとの間の出版情報登録センターの利用に関わる一切の關係に適用されます。

第2条（提供資格）

- (1) 提供者は、JPO図書コード管理センターより出版者記号を取得しその義務を果たしている出版者でなければなりません。
- (2) 提供者は「出版情報登録料課金承諾書」（課金承諾書）を提出していなければなりません。

第3条（提供の申込）

出版情報の提供を希望する者は、JPOが定める「利用申込書」と「課金承諾書」に必要事項を記載し、JPOに提出しなければなりません。

第4条（提供情報の権利）

- (1) 出版情報登録センターに提供される出版情報に関する権利は、提供者からJPOに対し非独占的に利用を許諾されるものとします。
- (2) 前項の許諾には、出版情報を受信する者が販売促進を目的として当該出版情報を、自ら利用又は第三者に利用させることに関する承諾を含むものとします。

第5条（遵守事項）

提供者は、正確な出版情報を提供しなければなりません。また、提供した出版情報に変更が生じた場合は、速やかに変更された出版情報を提供しなければなりません。

第6条（免責事項）

JPOは、提供された出版情報により提供者または第三者が被った損害に関して、一切責任を負わないものとします。

第7条（規約の変更）

- (1) 本規約は、事前通告なしに変更する場合があります。
- (2) 本規約が変更された場合は、出版情報登録センターホームページに表示します。変更表示後に提供者が出版情報の提供または変更を行った場合は、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上

出版情報登録センター 利用規約 B【出版情報受信者用 その1】

一般社団法人日本出版インフラセンター
2017年5月9日制定

第1条（規約の適用）

本規約は、「出版情報登録センター」の利用に関する、書誌情報・書影その他の画像・出版権・販売促進・物流情報等の出版情報（以下「出版情報」という）を受信する事業者（以下「受信者」という）と一般社団法人日本出版インフラセンター（以下「JPO」という）との権利義務関係を定めることを目的とし、受信者とJPOとの間の出版情報登録センターの利用に関わる一切の關係に適用されます。

第2条（受信の申込）

出版情報の受信を希望する者は、JPOが定める「利用申込書」に必要事項を記載し、JPOに提出しなければなりません。

第3条（提供情報の権利）

- (1) 出版情報登録センターが提供する出版情報に関する権利は、出版情報提供者らからJPOが非独占的に利用を許諾されたものです。
- (2) 受信者は、受信した出版情報を、対象の出版物の販売促進を目的として、自ら利用又は第三者に利用させることができます。その際、出版情報提供者らの意図を損なわない範囲で、自らの責任で情報を要約・編集することができます。
- (3) 受信者に公開する情報は、JPOが定めます。
- (4) 出版情報が修正・削除等された場合には、保有する出版情報の修正・削除等を速やかに行うとともに、利用させる第三者に対しても同様に対応させなければなりません。
- (5) 出版情報を改ざんしてはなりません。書影その他の画像の改変はできません。

第4条（損害賠償）

受信者が不正もしくは違法な行為によってJPOに損害を与えた場合、JPOは当該受信者に対して損害賠償の請求を行なうことができるものとします。

第5条（免責事項）

- (1) JPOは、提供された出版情報により受信者が被った損害に関して、一切責任を負わないものとします。
- (2) 受信者が出版情報登録センターを利用したこと、利用できなかったこともしくはその結果の影響について、JPOは一切の責任を負わないものとします。
- (3) 出版情報は、出版情報提供者らによって提供されたものであり、JPOはその内容の正確性について一切責任を負わないものとします。

第6条（規約の変更）

- (1) 本規約は、事前通告なしに変更する場合があります。
- (2) 本規約が変更された場合は、出版情報登録センターホームページに表示します。変更

表示後に受信者が出版情報の利用を行った場合は、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上

出版情報登録センター 利用規約 C 【出版情報受信者用 その2】

一般社団法人日本出版インフラセンター
2017年5月9日制定

第1条（規約の適用）

本規約は、「出版情報登録センター」の利用に関する、一般社団法人日本出版インフラセンター（以下「JPO」という）と書誌情報・書影その他の画像・著作権・販売促進・物流情報等の出版情報（以下「出版情報」という）を受信する事業者（取次・書店・図書館以外の事業者でありJPOの会員として登録されている者に限る、以下「受信者」という）との権利義務関係を定めることを目的とし、受信者とJPOとの間の出版情報登録センターの利用に関わる一切の關係に適用されます。

第2条（受信の申込）

出版情報の受信を希望する者は、JPOが定める「利用申込書」に必要事項を記載し、JPOに提出しなければなりません。

第3条（提供情報の権利）

- (1) 出版情報登録センターが提供する出版情報は、出版情報提供者らからJPOが非独占的に利用を許諾されたものです。
- (2) 受信者は、受信した出版情報を、対象の出版物の販売促進を目的として、自ら利用又は第三者に利用させることができます。ただし、利用申し込み時に示した利用目的、利用態様を逸脱する場合は、この限りではありません。
- (3) 受信者に公開する情報は、JPOが定めます。
- (4) 出版情報が修正・削除等された場合には、保有する出版情報の修正・削除等を速やかに行うとともに、利用させる第三者に対しても同様に対応をさせなければなりません。
- (5) 出版情報を改ざんしてはいけません。書影その他の画像の改変はできません。

第4条（受信の停止）

継続して1年間、出版情報の受信を行わない場合は、JPOの判断により当該受信者の受信権限を停止することがあります。その場合であっても本規約5条以下の条項は適用されます。

第5条（損害賠償）

受信者が不正もしくは違法な行為によってJPOに損害を与えた場合、JPOは当該受信者に対して損害賠償の請求を行なうことができるものとします。

第6条（免責事項）

- (1) JPOは、提供された出版情報により受信者が被った損害に関して、一切責任を負わないものとします。
- (2) 受信者が出版情報登録センターを利用したこと、利用できなかったこともしくはその結果の影響について、JPOは一切の責任を負わないものとします。

- (3) 出版情報は、出版情報提供者らによって提供されたものであり、JPOはその内容の正確性について一切責任を負わないものとします。

第7条（規約の変更）

- (1) 本規約は、事前通告なしに変更する場合があります。
- (2) 本規約が変更された場合は、出版情報登録センターホームページに表示します。変更表示後に受信者が出版情報の利用を行った場合は、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上

出版情報登録センターの登録料についてのご案内

2015年1月吉日
一般社団法人日本出版インフラセンター(JP0)

1. 「商品基本情報集配信料課金承諾書」の有効期限

「商品基本情報集配信料課金承諾書」に基づく商品基本情報センターの利用は2015年6月30日までとなります。

2015年7月1日より継続して出版情報登録センターを利用の場合は「出版情報登録料課金承諾書」が必要となります。

2. 登録料

出版情報提供者が出版情報登録センターを利用するにあたり、登録料は刊行(予定)書籍1点につき、紙およびパッケージ型の場合1,000円(消費税別)、電子書籍の場合500円(消費税別)とします。

3. 登録料の請求主体

登録料を請求する主体はJP0であり、「7. 支払方法」にあるように取次会社等は請求・集金業務の委託先です。

4. 登録料課金の継続または終了

課金対象期間は毎年1月1日から12月31日までの一年間とし、年度内に課金承諾を終了する旨の文書による申し出がない場合は、翌年度以降も自動継続するものとします。

5. 請求対象商品

請求対象商品は、これから発行される書籍(登録された書籍の発行(予定)日が登録日以降の書籍)、及びすでに発行されている書籍のうち、その発行日が登録日前年の1月1日以降の書籍です。

6. 請求対象商品の算出期間

請求対象商品の算出期間は毎年1月1日から12月31日までの1年間とし、期間内に登録された商品点数に基づき請求額を確定します。

7. 支払方法

支払いは、JP0の課金徴収業務委託先である取次会社等が、毎年2月末に、取次会社等によって支払控除(相殺)することにより行われます。

取次会社と取引のない出版者については、JP0直接またはJP0が依頼する代行会社から1月に請求しますので、郵便振替にてJP0に直接支払っていただきます。

以上

申込日 年 月 日

出版情報登録センター利用申込書

出版情報登録センター「利用規約」に同意の上、出版情報登録センターの利用を申し込みます。

<input type="checkbox"/> 送信側利用	<input type="checkbox"/> 出版社(ONIX対応) <input type="checkbox"/> 出版社(WEB入力) <input type="checkbox"/> 支援サービス (会社名: _____)	ISBN出版者記号	
		取引コード	
<input type="checkbox"/> 受信側利用	<input type="checkbox"/> 書店 <input type="checkbox"/> 取次会社 <input type="checkbox"/> 支援サービス <input type="checkbox"/> * その他(_____) (会社名: _____)		

* 受信側利用で「その他」にチェックされた方は利用用途の詳細を下記にご記入ください

会社名	フリガナ		
			社印
発行所名 <small>* 会社名と発行所名が違う場合のみご記入下さい</small>	フリガナ		

申込責任者	氏名		印	TEL	
				FAX	
	E-mail				
	部署名		役職名		
	住所	〒 _____			

システム管理者	氏名		印	TEL	
				FAX	
	E-mail				
	部署名		役職名		
	住所	〒 _____			

* お申込み以降のご連絡は、システム管理者様宛てにいたします。E-mailアドレスを忘れずにご記入ください

「データベース日本書籍総目録」(日本書籍出版協会)に登録を希望しない。

近刊情報センターへ送信したデータを「データベース日本書籍総目録」に登録しない場合は、チェックを入れてください。

チェックをしない場合は、発売予定日の10日前に日本書籍出版協会のデータベースに登録されます。

詳細等は日本書籍出版協会データベースセンターにご相談ください。TEL03-3268-1304

備考欄	
-----	--

出版情報登録センター事務局 使用欄	承諾書	JAN	登録日(本・仮)	年 月 日	法人ID
-------------------	-----	-----	----------	-------	------

* ご記入ご捺印の上、下記までご郵送下さい。

【郵送先】

〒162-0828 東京都新宿区袋町6番地 日本出版会館
 (社)日本出版インフラセンター 出版情報登録センター事務局
 電話:03-5261-0539 FAX:03-3267-2304

一般社団法人日本出版インフラセンター 出版情報登録料 課金承諾書

_____年 _____月 _____日

一般社団法人日本出版インフラセンター
代表理事 相賀 昌宏 殿

当社は貴センターの出版情報登録センターを利用するに当たり、「出版情報登録センター利用規約」と「登録料のご案内」を遵守し、また出版情報登録料については貴センターの指定する事業者が課金することを承諾し、下記の通り署名・捺印いたします。

ISBN 出版者記号 (複数お持ちの場合は 全てご記入ください)	
住 所	〒
名義人 ・社名 ・代表者名	社印
ご担当者	部署名
	お名前
	電話番号
	メールアドレス
経理ご担当者	部署名
	お名前
	電話番号
	メールアドレス
取次会社等からの 請求方法 (チェックし てください)	<input type="checkbox"/> 支払控除でお願いします <input type="checkbox"/> その他 (_____)
取次コード (4桁) 又は取次会社名	

■ご提出は郵送にてお願いします。

〒162-0828 東京都新宿区袋町6番地 日本出版会館
一般社団法人日本出版インフラセンター 出版情報登録センター事務局
TEL(03)5261-0539 FAX(03)3267-2304